

株式会社ナリタヤ 一般事業主行動計画

社員が職業生活と家庭生活を両立させることができ、その能力を十分に発揮できるような職場環境の整備と、育児休暇制度の周知とその取得によって、次世代育成支援について貢献する企業となるため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 7 月 21 日から平成 32 年 7 月 20 日までの 2 年間

2 計画内容

目標 1 計画期間内に、男性社員の育児休業取得人数を 7%以上とする。

【対策】

平成 30 年 8 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、制度内容等について社内報誌などにより社員に周知する。

平成 30 年 8 月～ 対象社員を把握した場合は、再度制度の周知を行う。

目標 2 計画期間の最終年度に、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間 6 日以上とする。

【対策】

平成 30 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。

平成 30 年 9 月～ 年次有給休暇取得のための周知・啓発（ポスター等の掲示など）を行う。

平成 30 年 9 月～ 各店舗において年次有給休暇の取得計画を毎月策定する。

以上